

公益財団法人秦野市スポーツ協会 経営方針

はじめに

1 スポーツ協会の設立経緯について

公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、平成8年4月に設立した本協会の前身である財団法人秦野市スポーツ振興財団と昭和30年発足した秦野市体育協会とを統合し、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき特定行政庁から公益性を認められた公益財団法人として、平成28年4月に発足しました。

これにより、両団体が持つ専門的な知識や経験、ネットワークを効果的に活用できる共同組織として、より幅広い役割を担うことが期待される非営利団体となりました。

2 基本理念

本協会は、秦野市におけるスポーツの推進を担う中核的な団体として、秦野市が策定した「第2期秦野市スポーツ推進計画」（令和3年度から令和7年度）で掲げる、基本理念“ライフステージ・志向に応じて『はつらつと・だれもが・のびのびと』スポーツに親しみ・楽しむ秦野（まち）”を共有し、市民が生涯にわたり、それぞれのライフステージにおいて、スポーツに親しみ健やかで生き生きとした生活が送れるよう、スポーツの普及振興及び健康づくり活動の支援のために必要な事業を行い、健康で活気あふれる明るいまちづくりの実現に取り組みます。

3 基本目標

第2期秦野市スポーツ推進計画の基本目標との整合性を図りながら、本協会においても、次の4つの基本目標を設定し、その実現に取り組みます。

(1) スポーツでいつでも気軽に健康づくり

子どもから成人、高齢者、障害者まで、それぞれのライフステージや志向に応じて、いつでも、どこでも、のびのびとスポーツに親しめる機会の充実を図ります。

(2) スポーツで絆を感じる地域づくり

地域資源を活用した取組みの推進、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（令和3年7月開幕）」、「全国健康福祉祭（ねんりんピックかながわ2022）（令和4年11月開催）」のビッグスポーツイベ

ントが開催されることを契機とした取組み等を通じて、地域の魅力向上を図るとともに、スポーツ愛好心の醸成を図ります。

(3) 持続可能なスポーツ環境づくり

本協会加盟団体等への支援を継続するとともに、地域、学校、スポーツ団体等のさまざまなスポーツ活動の場で、共にスポーツを楽しみながら運営に協力してくれるスポーツボランティア及び指導者の育成と確保を図り、持続可能なスポーツ環境の充実を図ります。

(4) 公益財団法人としての健全経営

収益事業の創出により自主財源を確保するとともに、市補助金依存度を引き下げるため、引き続き、賛助会員の増員や独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ(toto)助成や民間助成金の活用など、自主的、自立的な財政運営に努めます。

4 方針期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

第2期秦野市スポーツ推進計画の策定に合わせて、その実現のため本協会のあるべき姿・進むべき方向を定める経営方針を示しました。そのため第2期秦野市スポーツ推進計画の計画期間と同様としました。

本協会のあるべき姿・進むべき方向

本協会のあるべき姿として、定款第3条において「秦野市の市民及び滞在者に対してスポーツとレクリエーションの機会を提供することによりその体力向上及び健康保持を図って、健全な心身の育成に寄与するとともに活力と潤いのあるまちづくりを実現することを目的とする」としています。

この目的の実現のため、秦野市のスポーツ施策と連携を図り、効果的な事業を推進するあるべき組織体制を目指します。

本協会の進むべき方向は、このあるべき姿の実現のため、秦野市の市民スポーツの推進を担う中核的な団体として、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り、スポーツ文化の発展と活力ある社会づくりを更に目指していきます。

そのためには、本協会がこれまで実施してきた、市民スポーツの普及推進に貢献するという活動を年齢や障がいの有無に関わらず、全ての市民に直接働きかける事業を積極的に展開していきます。またスポーツを通した子どもの健全育成、地域住民の連帯、豊かで健康的な市民生活の構築と健康維持増

進に寄与するなど、これまで以上に公益性の高い活動をめざします。さらに幅広い市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでスポーツを身近に感じ、「いつでも」「どこでも」「誰でも」気軽にスポーツを楽しむことができる機会や方法を提供するとともに、スポーツに関する様々な情報や場を提供することも取り組むべき重要な役割です。

本協会は、加盟団体をはじめ、秦野市、関係機関・団体、施設の指定管理者、民間企業、地域コミュニティ等との連携と適切な役割分担により、市民スポーツの普及推進活動を推進していきます。そのためには情報をコーディネートできる組織となることも期待されています。

期待されるあるべき姿を実現し、また、これまで以上に秦野市の市民スポーツの普及推進に貢献するため、定款で定める、次の6つの事業を「重点事業」とし、その実現を目指して、各種事業を推進していきます。

重点事業1：教室、講習会、競技会等の開催

市内のスポーツ団体やスポーツ指導者等と連携し、主として初心者向けのスポーツ教室を開催することや「ふれあいスポーツデー」等の市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション体験の場を提供し、市民の体力向上及び健康保持増進に向けた取組みを推進します。

重点事業2：交流促進、情報提供等の実施

市内でスポーツ活動に取り組んでいる市民が絆を感じるよう交流の場を提供するとともに、障がい者と健常者がスポーツを通じて相互理解を図れるようパラスポーツの推進に取り組めます。加盟団体をはじめ、多くの関係団体と協働し連携を保ちつつ、「いつでも」「どこでも」「誰でも」気軽にスポーツを楽しめる機会や環境を充実させ、スポーツを介して多くの市民がつながる活動を推進します。

また、タブロイド判の情報紙“スポーツライフはだの”を発行し、市内のスポーツ・レクリエーションに関する情報発信のほか、SNSを活用した情報発信の充実化を図っていきます。さらに、「みる」スポーツの観点から、県内外からも多くの方が観戦に集うようなトップレベルのスポーツ大会等の開催誘致に努めるとともに、スポーツ観戦機会を創出し、その充実にも努めます。

重点事業 3：団体及び人材の育成並びに支援

市民のスポーツライフの形成を目指し、専門医等による健康指導やスポーツ指導者等に必要なスキルを身に付ける機会を提供するためのトレーニング技術講習会等を開催します。

また、スポーツ活動を「ささえる」観点から、スポーツボランティア登録制度を運用し、市民にスポーツイベント等の運営に積極的な参加を促し、スポーツボランティアの育成及び情報発信に努めるなど、スポーツの担い手の育成に取り組めます。

重点事業 4：功労者等の顕彰

体育、スポーツ振興に貢献した担い手の者や団体、各種競技大会において優秀な成績を収めた者への表彰、また、全国大会以上の大会に出場する選手に対して激励金の交付を行い、スポーツ功労者の顕彰に努めます。

重点事業 5：受託事業の実施

生涯スポーツへの関心が高まる中で、「スポーツクライミングはだの丹沢カップ」や「駅伝競走大会」、「体力測定会」、「パラスポーツフェスティバル」等、市民の体力づくりや健康づくりの契機となる、秦野市からの受託事業を展開し、生涯を通じて誰もが親しめるスポーツ・レクリエーションの普及・推進を図ります。

重点事業 6：この法人の目的を達成するために必要な事業

加盟団体が主体的に行う様々な活動においても、公益財団法人を構成する組織の一員であることを踏まえ、競技力の向上や地域スポーツの推進など、公益性の高い事業を推進していく必要があることから、加盟団体等への助成金（活動支援費）の交付及び加盟団体が開催する大会等への助成金等の支援を行います。

また、自主財源確保に向けて、スポーツ教室等の参加料・大会等事業収益及び広告掲載受託業務の収益事業や公益法人としての税制優遇制度（寄附金控除）をPRし、賛助会員・寄附金の募集等を積極的に行いながら、公益財団法人と

して健全な財政運営に努めます。

本協会の組織

本協会の理念や重点事業を実現するためには、職員一人ひとりが設立目的や事業方針等について共通認識を持ち、組織としての一体感を強固にするとともに、その時々の変化に迅速に対応できる、幅広い視野を備えた質の高い人材の育成・確保による持続可能な組織力の向上が不可欠です。

本協会と市との役割分担

本協会と市との役割分担については、平成28年4月に市体育協会と財団法人秦野市スポーツ振興財団と一元化した際に基本的な方針として、市では、スポーツ推進計画に基づく個別施策の立案や事業展開の仕組みづくりを、スポーツ協会では、個別施策に基づく委託事業など、広く市民に参加を求め、スポーツ・レクリエーション人口の裾野を広げるための事業や、スポーツイベント事業、競技会などを市から受託するほか、本協会で企画した自主事業を実施していくとしました。これにより、計画的にスポーツ人口の拡大や競技力の向上、さらには選手の育成や市民の健康増進につなげていき、本市のスポーツ施策の実施主体としての役割を担っています。

本協会の組織

本協会の組織は、名誉会長（秦野市長）、評議員会（評議員10名）・理事会（理事20名）・役員（会長、副会長2名及び専務理事を理事から選定）監事3名（評議員会で選任（税理士2名、市会計管理者）・事業統括委員会（4名）・専門委員会（地域事業委員会6名、スポーツ・レクリエーション事業委員会7名、広報委員会13名）

加盟団体は、36団体（地域団体6、競技スポーツ団体24（うち1団体は、休止）、レクリエーション団体6）（＊令和3年度現在）

事務局体制

本協会の事務局体制は、事務局長（非常勤）、次長兼業務班チーフ（常勤）、

総務班チーフ（非常勤）、総務班１名（非常勤）事業班４名（非常勤）の８名でその内訳は、常勤職員１名、非常勤職員（月１６日勤務）７名となっています。

この事務局体制で、秦野市のスポーツ推進計画を具現化するため、本協会と市との役割分担の中、市民へスポーツをする機会を提供するための教室事業や地域スポーツの在り方、競技団体間の連携や競技力の向上や競技普及に関する事業を展開し、今後も公益法人として公益性の高い事業を実施する必要があります。

しかし、現在の非常勤職員を中心とした事務局体制では、職員の就労意欲の向上や持続可能な組織運営に課題があります。

課題解決に向けて、事務局体制の強化を図り、組織の持続可能な協会経営を見据えた適正な常勤職員の採用を早急に計画的に進める必要があります。

また、職員の資質向上のための意識改革と知識の習得、技術の向上を図る研修等を行い、人材育成に取り組む必要があります。

組織のPDCAサイクルの確立及びSDGsへの貢献

本協会の目標達成に向けて、職員一人ひとりがさらには、組織全体としてPDCAサイクル（Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（反映））を展開し、職員力と組織力を高める取り組みを推進します。また、毎年度事業の進捗状況を把握し、事業評価の実施を通して事業運営手法等を見直し、改善に努めます。

スポーツの力を活用した地域貢献活動の実施や2015年9月での国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組み、運動機会の提供、スポーツ普及事業の実施など、スポーツの力を活用したSDGsの達成に貢献します。

本協会の財務

本協会の財務状況は、収益は、秦野市からの補助金がコロナ禍以前の平時（令和元年度予算）で約61%を占めています。一方スポーツ教室事業収益などの事業収益が約28%、その他、受託事業収益、賛助会費、加盟団体負担金等々で約11%となっており市補助金の占める割合が高い状況となっています。自主財源の比率を高めるため、事業収益や収益事業、賛助会費な

ど、確実な収益を確保することが、安定した協会運営を図るうえで重要な課題となっています。

しかし、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、特定行政庁から公益性を認められた公益財団法人である本協会は、公益法人制度特有の制度である、いわゆる公益認定法第5条各号の公益認定基準において規定されている財務基準を遵守する必要がある、毎年度の決算において財務三原則（*）の全てを満たすことが求められています。

こうしたことから、公益事業は収支相償を前提としており自主財源だけで経営を成立させることは不可能です。

***財務三原則**

① 収支相償

公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること。（認定法第5条第6号）また、公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない（認定法第14条）

② 公益目的事業比率

公益目的事業比率が50%以上となると見込まれること。（認定法第5条第8号）また、公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が50%以上となるように公益目的事業を行わなければならない（認定法第15条）

③ 遊休財産額保有制度

遊休財産額が一年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。（認定法第5条第6号第9号、第16条）

本協会の自主財源

本協会の自主財源については、市補助金依存率を引き下げするため、教室事業収益や収益事業の創出により確保するとともに、賛助会員の増員やスポーツ振興くじ（t o t o）の助成や民間助成金の活用などにより、できる限り自主的、自立的な財政運営に努めています。

具体的な財源確保の取組みとしては、年4回発行の情報紙「スポーツライフはだの」に広告掲載を企業、事業者から募って広告事業収益を得ています。また、賛助会員の募集についても、協会ホームページ、情報紙「スポーツライフはだの」などに掲載することをインセンティブとして、賛助会員加入の呼びかけをしています。さらには、スポーツ振興くじ（t o t o）の助成や民間助成金の活用を図るため、民間企業が設立する公益財団等の助成情報等の収集に努め

ています。また、コロナ禍の令和2年度は、国の新型コロナ対策としての持続化給付金、スポーツ事業継続支援補助金の交付を受けるなどの財源確保に取り組みました。

今後も、他市等のスポーツ協会の取組みなどを参考に財源確保の取組みを進めていきます。

本協会に対する秦野市補助金

秦野市から本協会への補助金は、「公益財団法人秦野市スポーツ協会補助金交付要綱」により、秦野市スポーツ推進計画に基づきスポーツ及びレクリエーションを推進し、市民の体力向上、健康増進及び競技力の向上を図るため実施する事業の経費に対して補助金が交付されます。

補助対象経費は、秦野市スポーツ推進計画に基づき本協会が実施する事業の経常費用とされています。ただし、収益目的事業に係る経常費用並びに収益目的事業以外の事業に係る経常費用のうち、交際費、賄い費、積立金（職員退職引当金を除く。）予備費及び租税公課費を除かれています。

また、補助金の額については、補助金交付要綱第3条に補助対象経費から受託事業に係る収入を控除した額とされていますが、予算の範囲内で定めるとあるので、実際に交付された額は算定した額を大きく下回った補助額となっています。

この補填は、スポーツ協会の収益事業などによる自主財源や当初予算を組む際に内部留保額の一部を充当するなどにより、収支の均衡を図っています。

本協会の内部留保額

公益財団法人の内部留保である、前年度からの繰越金については、いわゆる公益認定法（P7、③遊休財産保有制度）で厳しく制限されています。同法第16条には、「公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。」と遊休財産額の保有制限が定められており、上限は、公益事業会計1か年分とされています。したがって本協会の内部留保は、4千万円程度が許容されるものと考えます。

しかし、本協会の収入の過半が本市の補助金であること、また、市の財政状況も厳しい中、税金を有効に活用するという点で、内部留保額は、市からの第

1 回補助金支出が完了する 7 月までの間の運営経費、すなわち年間予算の概ね 4 か月分を繰越額としています。

したがって、本協会の内部留保額の基準については、平成 30 年度に見直しを行い、市からの補助金を交付されるまでの概ね 4 か月分賄える運営費相当額(約 2, 400 万円から 2, 600 万円)を内部留保額の目安としています。

安定した財政基盤の確立

本協会が公益法人として、公益性と収益性の両立を図り、より自立した経営基盤の確立に向け、市からの補助金依存率を下げ、自主財源の確保、拡充に取組み財政基盤の安定・強化を図る必要があります。

安定した財政基盤の確立のため、公益目的事業によるスポーツ教室事業収益等の事業収益や賛助会費などの受取会費、新たな受託事業、さらに新たな収益事業の創出など、確実に収益を確保するための検討をする必要があります。

また、秦野市からの補助金交付についても、実情は市の予算の範囲内での交付となっていることから、行政と目的を共有する公益財団法人である本協会の運営を考慮し、また、公益認定法の財務基準との整合を図り、実態に沿った補助金交付要綱の見直しが求められます。